

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番27

管理番号	65	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	高圧ガス保安法におけるコールドエバポレータに係る第二種貯蔵所届出義務の廃止				
提案団体	富山県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

高圧ガス保安法の「第二種製造者」として届け出た「一定規模のコールドエバポレータ」については、同法の「第二種貯蔵所」としての届出は不要とする。
具体的には、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、コールドエバポレータについて第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案理由、規制緩和の必要性】

次の規模に該当するコールドエバポレータは、事業者には「第二種製造者」(高圧ガス保安法第5条第2項第1号)、「第二種貯蔵所」(第17条の2第1項)の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と比較し、第二種貯蔵所に追加的に適用される規制が帳簿の記載・保存義務(第60条)のほかはなく、両方について届け出することは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きい。

このため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課すとともに、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを提案する。

- 処理能力 1日30^m以上100^m未満(比較的安全な不活性ガスの場合は1日30^m以上300^m未満)
- 貯蔵量 300^m以上1,000^m未満(不活性ガスの場合は300^m以上3,000^m未満)

【具体的な支障事例】

事業者は、第二種貯蔵所の届出に関する書類(A4紙ファイル1冊分)の作成が負担となっている。

【期待される効果】

手続きの1本化による事業者負担の軽減

根拠法令等

高圧ガス保安法
第5条第2項第1号、第17条の2第1項、第60条

各府省からの第1次回答

本件にあつては、貯蔵量の多いコールドエバポレータであり、300m³以上の高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに、都道府県は、当該貯蔵所の適切な管理をしていくことが必要である。このため、求める技術基準が第二種製造者と同じであることをもって第二種貯蔵所の届出を不要とすることはできないが、届出に当たり重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、提案に示すコールドエバポレータについては適用される基準が同じ(貯蔵を含む製造の基準)であることから、手続きを1本化するほうが望ましいのではないかと考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、新潟市、熊本県、栃木県

○提案内容にある通り、「第二種製造者」は、法第60条の帳簿に関する規制はなく、「第二種貯蔵所」には義務化されている。
また、「第二種貯蔵所」の技術上の基準は、コールドエバポレータの場合、製造(コールドエバポレータに関する事項)の準用となっており、技術上の基準に違いはない。
このため、「第二種製造者」に帳簿の記載・保存を義務化した場合、「第二種貯蔵所」の届出を省略(みなし規定等)しても差し支えないと思われる。
なお、本市では、当該届出に関して、図面等を省略するなど、事業者の負担軽減を図っている。
○同一事業所において「第二種製造者」及び「第二種貯蔵所」の2つの届出義務があるものの、第二種製造者と第二種貯蔵所の両方について届け出することは、事業者にとって手続きが煩雑であり、負担が大きいと考えるため、帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に集約し、第二種製造者の届出が必要となる第二種貯蔵所については第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす規定を高圧ガス保安法に規定することを同様に検討する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の趣旨について、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「高圧ガスを貯蔵していること自体がリスクであることから、帳簿の記載・保存を貯蔵所に求めるとともに」の指摘について、富山県の提案にあるように、「帳簿の記載・保存義務を第二種製造者に課」せば、当該懸念は解消されると思われるため、みなし規定化をすべきではないか。
○第1次ヒアリングにおいて、「第一種製造者については、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認しているが、第二種製造者については、製造の届出においては貯蔵について確認していない」との御説明があったが、後者において貯蔵の届出手続が別途存在していることに起因しているため、製造と貯蔵の基準が同一の提案の規模のコールド・エバポレータについては、みなし規定化をして、第一種製造者と同様に、製造に係る手続の際に貯蔵についても併せて確認することとすべきではないか。
○第1次ヒアリングにおいて、「提案は、余りにも限定的な部分についての措置を求めるものであり、法改正は難しい」との御説明があったが、例えば提案団体である富山県によれば、平成15年度以降に設置されたコールド・エバポレータのうち、提案の規模のものは約7割を占めており(85中60基程度)、「限定的すぎる」という主張は当たらないと思われることから、第二種製造者の届出をもって第二種貯蔵所の届出とみなす制度化を進めるべきではないか。

各府省からの第2次回答

帳簿の記載・保存については、製造及び貯蔵において異なるリスクがあることから、一定処理量以上の製造者（第一種製造者）に対して、充填を行う高圧ガスの把握等の項目を求めており、一定貯蔵量以上の貯蔵所（第一種貯蔵所、第二種貯蔵所）に対して、高圧ガスの貯蔵する量の把握等の項目を求めており、それぞれ保安の目的にあった項目を記載させている。

第二種製造者には高圧ガスを貯蔵していない事業者もいる中で、第一種製造者のように、一律全ての第二種製造者に対して、製造及び貯蔵に関する事項の記載を求めることは適切ではなく、また、第二種製造者の帳簿をもって第二種貯蔵所の帳簿とみなしたり、逆に第二種貯蔵所の帳簿をもって第二種製造者の帳簿とみなすことは、製造と貯蔵の帳簿に対する目的やその記載事項が異なることから、適切ではない。

仮に第二種製造者に対して、帳簿の記載・保存を義務づける場合、製造のリスクに対して行う事項であることから、コールドエバポレータ設置事業者のみに課すことは、法律の公平性の観点から適切でなく、全ての第二種製造者が対象となり、合理的ではない。

また、行政側として、第二種貯蔵所の届出については、貯蔵の保有リスクを有する事業者として、公共安全・災害防止の観点から管理するために必要なものであり、該当する規模のコールドエバポレータ設置事業者のみ第二種貯蔵所の届出を廃止することについては、行政事務や正確なリスクの把握について複雑化する恐れがある。

一方、該当する規模のコールドエバポレータ設置事業者に係る届出の添付書類は重複するため、簡略化する旨の通達改正を行い、合理化を図ることとする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

通番27

管理番号	64	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	LPガス新型バルクローリに係る高圧ガス保安法上の許可を受ける義務の廃止				
提案団体	富山県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

LPガス新型バルクローリ※1について、民生用は液石法※2の充てん設備の許可を受け、工業用は高圧ガス保安法(高圧法)の移動式製造設備の許可を受けて使用されているが、適用される技術基準は同等であり、一部の規定は液石法が優先して適用されることから、高圧法の許可を不要とする。
具体的には、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。

※1 LPガスをタンクに充てんするためのポンプを有するタンクローリで、一定の安全装置等を備えるもの

※2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案理由、規制緩和の必要性】

LPガスの新型バルクローリは、主に民生バルク貯槽(アパート、飲食店等)に供給されており、この場合、液石法の許可(第37条の4第1項)を受けて使用されている。一方、工業用(工場等への供給)に使用する場合は、別途、高圧法の許可(第5条第1項)が必要とされている。しかし、実質的には、いずれの場合も新型バルクローリは液石法の規制の下で安全に使用されており、十分保安が確保されている。
このため、新型バルクローリについて液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす規定を液石法又は高圧法に規定する制度改正を提案する。

【具体的な支障事例】

事業者は、高圧ガス保安法に基づく申請の手数料20,100円(許可申請及び完成検査)及び申請書の作成(A4紙ファイル1冊分)が負担となっている。

【期待される効果】

手続きの1本化による事業者負担の軽減

根拠法令等

液石法第37条の4第1項
高圧ガス保安法
第5条第1項(又は第14条第1項)

各府省からの第1次回答

本件(新型バルクローリを使用して充てんする場合)にあつては、高圧法に基づく許可の要件は、複数の容器を設置している容器置場での充てん作業が想定されるため、液石法の要件と同等ではなく、「液石法の許可を受ければ、高圧法の許可を受けたものとみなす」ことはできないが、許可申請に当たり高圧法と液石法とで重複する添付書類については、事務処理を軽減する方向で検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

重複する添付書類を省略可能とすることにより事業者の事務的な負担は一定程度軽減されることとなるが、金銭的な負担は軽減されない。

実際の作業において、新型バルクローリから充てんするという行為自体は民生用と工業用で同じと考えられることから、許可申請の審査基準のうちソフトの基準(充てん作業の基準)の取り扱いを高圧法と同等にするなどしたうえで、手続きを液石法に1本化することが望ましいのではないかと考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、堺市、熊本県、大分県、栃木県

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の趣旨について、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○第1次ヒアリングにおいて、「高圧ガス保安法の許可については、液化石油ガス法の許可よりもハード面についてチェック項目が多く、ソフト面の許可も必置となっているため、後者の許可を受けることで前者の許可を受けたこととみなすことは難しい」との御説明があつたが、第1次ヒアリングで指摘したとおり、逆に、民生用・工業用両方の許可を同時に受ける場合には、高圧ガス保安法の許可を受けることにより、液化石油ガス法の許可を受けたものとみなすことは法制的に可能なのかも併せて御回答いただきたい。

○第1次ヒアリングにおいて、「添付書類について液化石油ガス法でつければ高圧ガス保安法の場合には不要とするような事務処理を軽減するような方向で検討する」との御説明があつたが、手数料が2重にかかることや2本申請が出てくることにより地方公共団体が2回審査しなければならない問題は解消されない。

現在、経済産業省の審議会において検討を進めている「規制のスマート化」「規制間の整合化」という観点からも、液化石油ガス法と高圧ガス保安法の許可手続を整理・合理化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

そもそも液化石油ガス法の充てん設備として許可申請される「新型バルクローリ」は、一般住宅街でも安全に充てん作業が行えるよう設計された機能が付加されたものであり、工業用として用いることも可能ではあるものの、主として民生用として用いることを想定しており、まずは液化石油ガス法において許可を受けることが必要と考えている。

特に、液化石油ガス法では、「新型バルクローリ」について、当該設備の技術基準の他に、液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準(同法第37条の5、同法施行規則第72条)を液化石油ガス法では規定(例えば、充てん作業中は火気厳禁の標識を掲げることや充てん作業時における留意点を規定)しており、液化石油ガス法の体系の中で許可にかからしめていくことが必要であると考えている。

また、液化石油ガス法では、液化石油ガス販売事業者を選任を義務付けている「業務主任者」にLPガスの販売に係る保安に関し職務を行わせることとしており(同法第20条第1項)、同法施行規則第24条第9号では、その職務として「液化石油ガス法第37条の4第1項に規定する充てん設備が、法第37条の4第3項において準用する液化石油ガス法第37条の2第1項の許可を受けないで変更されること等がないよう監督すること」としており、液化石油ガス法の体系の中で許可にかからしめていくことが必要であると考えている。

加えて、法運用上の点から、自治体によっては液化石油ガス法と高圧ガス保安法の法執行の担当部局・担

当者が別々であるところもあり、許可手続の一本化がかえって事務手続きの煩雑化のおそれがあると聞いている。

また、自治体によっては事業者が高圧ガス保安法の規制のみに注意を払い、液化石油ガス法に定める保安の確保についての法令遵守や許可後の手続きを忘れることを懸念するといった声もある。

さらに、自治体によっては許可手続の一本化によって、液化石油ガス法に基づく充てん設備の許可申請等に係る手数料収入が減ることを懸念するといった声もある。

なお、事業者負担の軽減という観点では、許可申請は液化石油ガス法と高圧ガス保安法とで2本必要となるとしても、1本は添付書類を不要とするなど事務処理を軽減することで審査の簡素化は行えると考えている。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

通番追4

管理番号	243	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省	総務省(消防庁)、国土交通省(気象庁)				

求める措置の具体的内容

消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状の課題】

警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。

消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。

近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。

【効果】

吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。

【その他】

本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。

根拠法令等

- ・消防法第18条第2項
- ・消防法施行規則第34条
- ・気象業務法第24条
- ・気象業務法施行規則第13条
- ・予報警報標識規則第4条

各府省からの第1次回答

消防信号は、消防法第18条第2項に「何人も、みだりに総務省令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。」と定められているところ(昭和23年制定)。具体的な信号パターンについては、消防法に基づき、消防法施行規則第34条別表1の3に定めている(昭和36年制定)。

昭和51年に気象庁が定めた津波警報標識(気象業務法施行規則第13条第2項に基づく告示)は、消防の近火信号、出場信号に類似しているものがあるが、津波警報等を住民に知らせるJアラートにおいては、サイレン音に加えて、津波である旨のメッセージ等を流すことで、危険性を伝達するとともに区別がつくようにしているとのことであり、現在の信号の使用に関し、混乱を来すことはないものと思料。

消防庁としては、津波警報等の発令時には火災発生時と同様に国民に対し、危険を伝達する必要があると認識しており、現在の信号にメッセージを付加することによる対応が適当であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。

実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。

住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

能代市、東海市、高松市、宮崎市、かほく市

○消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため、消防本部から消防無線を通じ手動により吹鳴することとしている。

また、津波警報等については、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には防災部局から防災行政無線を通じ音声により吹鳴することとしている。

火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複しているため、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じる恐れがあると考えている。

○火災信号の「近火信号」と「出場信号」が予報警報標識規則で定める「大津波警報」と「津波警報」のサイレンパターンと重複しており、津波の発生を予測した緊急時のサイレン吹鳴音を火災の発生と誤認する恐れがあり、住民の避難が遅れ、人命に危険を及ぼす恐れがあることが予想される。

また、サイレン吹鳴パターンによる災害種別の判断は容易ではないことが予想されるので、「大津波警報」、「津波警報」のサイレン吹鳴パターンの認知度を向上させるためにも、新たに異なる吹鳴パターンを定めて広く国民に周知を図ることで、有事の際の迅速な避難行動や避難支援活動が行えることに繋がると思われる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。

実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。

住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。

各府省からの第2次回答

消防信号のサイレン信号パターンの一部が、津波警報標識の大津波警報標識や津波警報標識のサイレン音と類似していることは承知している。

津波標識のサイレンは、Jアラートを通じて市町村の防災行政無線により吹鳴されている。この防災行政無線による音声メッセージが建物等の反響や、地理的条件等により聞き取りにくいという話であるが、防災行政無線は、気象予警報・避難勧告等の情報を住民に伝達するために不可欠な手段であることから、まず、スピーカーの設置場所や音量等を変更するなどによりこの問題を改善すべきであると思料する。

消防団への災害情報等の伝達については、消防信号のサイレンだけでなく、消防団無線等の連絡体制を確保していることから、消防団の活動上支障は生じないものと考えている。

消防庁としては、従前から使用している消防信号の信号パターンを変更することは、住民及び消防団員に混乱を生じさせる恐れがあるため、現在の信号パターンを変更する予定はない。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

通番追4

管理番号	243	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	火災信号及び津波警報標識におけるサイレン吹鳴パターンの重複の解消				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省	総務省(消防庁)、国土交通省(気象庁)				

求める措置の具体的内容

消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があるため、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状の課題】

警報サイレンは、住民や消防団員等が災害発生時に適切な避難行動を取るための判断基準の1つであり、各地方自治体は、国の定める吹鳴パターンにより吹鳴を行っている。

消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、自治体の消防部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。津波警報サイレンは、津波発生時の住民の避難行動を促すため、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には手動で自治体の防災部局から防災行政無線を通じ吹鳴される。

近年では、南海トラフ地震等の大規模災害の発生も予測されているが、火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じ、津波に巻き込まれた住民が亡くなる恐れがある。

【効果】

吹鳴パターンの重複が解消されることで、住民や消防団員等が、火災と津波の認知・判断に迷うことなく、迅速な避難行動や避難行動支援に着手することができる。

【その他】

本提案については、全国市長会において、「理事・評議員合同会議決定 平成27年度国の施策及び予算に関する重点提言(平成26年11月13日)」により、国に対し要望を行っている。

根拠法令等

- ・消防法第18条第2項
- ・消防法施行規則第34条
- ・気象業務法第24条
- ・気象業務法施行規則第13条
- ・予報警報標識規則第4条

各府省からの第1次回答

津波警報等をサイレンでお伝えするのは、津波による災害の発生が予想される時に、その事実をいち早く広く住民に知らせるために使用するものである。

現状においては、津波警報等の伝達の際には、予報警報標識規則に定められた標識(サイレン音等)と併せ、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等の様々な手段で情報伝達が行われており、市町村においても、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いて可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。さらに、Jアラートでは、サイレン音だけでなく「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。

以上のことから、現在のサイレン音等を引き続き使用しても混乱を来すとは考えていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。

実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。

住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

能代市、東海市、高松市、宮崎市、かほく市

○消防サイレンは、火災発生時の消防団の招集、住民への注意喚起のため、また、津波警報等についても津波発生時の住民の避難行動を促すため 消防本部から消防無線を通じ手動により吹鳴することとしている。

また、津波警報等については、国から自治体へ直接情報が送信されるJアラートにより、大津波警報または津波警報の発表時には自動で、津波注意報の発表時には防災部局から防災行政無線を通じ音声により吹鳴することとしている。

火災と津波の発生時に使用されるサイレン音の吹鳴パターンが重複しているため、住民の避難行動や消防団等の避難行動支援時に混乱が生じる恐れがあると考えられる。

○本市においても、火災信号の「近火信号」と「出場信号」が予報警報標識規則で定める「大津波警報」と「津波警報」のサイレンパターンと重複しており、津波の発生を予測した緊急時のサイレン吹鳴音を火災の発生と誤認する恐れがあり、住民の避難が遅れ、人命に危険を及ぼす恐れがあることが予想される。

また、サイレン吹鳴パターンによる災害種別の判断は容易ではないことが予想されるので、「大津波警報」、「津波警報」のサイレン吹鳴パターンの認知度を向上させるためにも、新たに異なる吹鳴パターンを定めて広く国民に周知を図ることで、有事の際の迅速な避難行動や避難支援活動が行えることに繋がると思われる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

サイレン吹鳴後の音声メッセージについては、風向き、天候、地形、周辺の状況によって聞き取りにくいことがある。さらに、テレビ、ラジオも視聴困難な場所にいた場合、判断基準はサイレン音のみとなることから、サイレン音のパターンが重複していることにより、住民や消防団に混乱が生じる恐れがある。

実際に、自治体によっては、サイレン後の音声メッセージが建物に反響することなどにより、住民が内容を聞き取ることができなかったとの苦情が発生している。

住民や消防団員等の迅速な避難行動や避難行動支援の着手、また住民へのサイレン音の周知を徹底するためにも、吹鳴パターンの重複解消を図られたい。

各府省からの第2次回答

津波警報等を示すサイレン音は、昭和51年に予報警報標識規則において定めているが、これは、非常事態を知らせることが重要であることから、消防信号と同様の吹鳴パターンとしている。

津波警報等を住民に伝達する際には、サイレン音に加えて音声メッセージにより情報を伝達している場合もあるほか、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等の様々な手段で情報伝達が行われている。また、防災行政無線のほか広報車の巡回やケーブルテレビ等を用いた情報伝達を行っている市町村もあるなど、可能な限り多くの手段で周知の措置が図られているところである。

さらに、自治体を通じて住民に情報を伝達しているJアラートでは、サイレン音に加えて「大津波警報が発表されました」等のメッセージを流すことも可能である。

このため、先の一次回答のとおり、現在の吹鳴パターンによるサイレン音に支障があるとは考えていない。

事実、東北地方太平洋沖地震においては、広範囲の津波予報区に津波警報を発表したが、サイレン音が消防信号と同じであることが避難の遅れにつながったという事例は承知していない。

気象庁としては、約40年間に亘り使用している津波警報等のサイレンの吹鳴パターンを変更することは、住民に混乱を生じさせる恐れがあるため、現在の吹鳴パターンを変更する予定はない。